

随意契約に係る情報の公表(物品役務等) 令和3年11月分

物品役務等の名称及び数量	契約の締結者の氏名及び造幣局の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は訓令若しくは通達の根拠規定及び理由(企画競争による場合はその旨)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
冷間粗圧延機及び仕上圧延機用サーボ弁オーバークール(広島支局)一式	独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79	令和3年11月16日	千代田工販株式会社中国支店 広島市中区基町12-3	7010001050391	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	9,790,000円	-	-	-	-	-	
ステップスイッチギア 1個	独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79	令和3年11月25日	株式会社コーレンス大阪営業所 大阪市中央区淡路町2-4-3	4010401077260	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	4,114,000円	-	-	-	-	-	
キャリッジ 3個	独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79	令和3年11月25日	株式会社コーレンス大阪営業所 大阪市中央区淡路町2-4-3	4010401077260	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	3,927,000円	-	-	-	-	-	
熱間圧延機(HYROP制御装置)点検作業(広島支局)一式	独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79	令和3年11月26日	八洲電機株式会社中国支店 広島市中区大手町3-8-1	9010401029819	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	5,500,000円	-	-	-	-	-	
極印表面処理装置保守点検 一式	独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79	令和3年11月26日	日新電機株式会社 京都市右京区梅津高畝町47	8130001001588	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	3,630,000円	-	-	-	-	-	
熱間圧延機フォースモーターバルブオーバークール(広島支局)一式	独立行政法人造幣局 理事 河村 企彦 大阪市北区天満1-1-79	令和3年11月26日	八洲電機株式会社中国支店 広島市中区大手町3-8-1	9010401029819	公募を実施した結果、業務の履行可能な者が1者であって、その者との契約であり競争を許さないことから、独立行政法人通則法第49条の規定に基づいて定める独立行政法人造幣局の会計に関する事項についての規程第27条第2項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推させる恐れがあるため公表しない	7,920,000円	-	-	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注1) 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。